

令和 2 年度決算に基づく新潟市健全化
判断比率及び資金不足比率審査意見書

新 潟 市 監 査 委 員

令和2年度決算に基づく新潟市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく審査

第3 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

- 1 関係法令に基づき適正に算定されているか
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

第5 審査の主な実施内容

各算定様式及び根拠資料の照合、年度比較等の分析のほか、関係職員に対する質問等

第6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
監査委員事務局執務室等
- 2 実施日程
令和3年8月2日から令和3年8月30日まで

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の各比率はいずれも早期健全化基準を下回った。

健全化判断比率は次の表のとおりである。

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	－ (－)	11.25%
連結実質赤字比率	－ (－)	16.25%
実質公債費比率	10.9% (10.5)	25%
将来負担比率	134.7% (139.6)	400%

※「－」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない(＝黒字である)ため、記載すべき比率がないことを表している。

※()内は前年度の比率である。

2 資金不足比率

各特別会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	－ (－)	20%
水道事業会計	－ (－)	
病院事業会計	－ (－)	
中央卸売市場事業会計	－ (－)	
と畜場事業会計	－ (－)	

※「－」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

※()内は前年度の比率である。

第8 健全化判断比率の概要及び意見

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模①}}$$

① 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

令和2年度決算に基づく実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分（会計名等）		令和2年度 実質収支額	令和元年度 実質収支額	比較増減
一般会計等	一般会計	3,003,244	3,440,593	△437,349
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	566,708	500,581	66,127
合計(a)		3,569,952	3,941,174	△371,222
標準財政規模(b)		233,709,954	229,508,356	4,201,598
（うち臨時財政対策債発行可能額）		(22,243,408)	(22,782,089)	△538,681
実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が赤字である場合に算定されるが、令和2年度の一般会計等の実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率は算定されなかった。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額又は資金不足額}}{\text{標準財政規模①}}$$

① 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

令和2年度決算に基づく連結実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分 (会計名等)		令和2年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	令和元年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	比較増減
一般会計等	一般会計	3,003,244	3,440,593	△437,349
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	566,708	500,581	66,127
公営企業 以外の 公営事業会計	国民健康保険事業会計	393,257	265,264	127,993
	介護保険事業会計	922,894	998,655	△75,761
	後期高齢者医療事業会計	18,615	18,378	237
公営企業会計 (法適用)	水道事業会計	7,103,172	6,908,460	194,712
	病院事業会計	9,046,282	9,590,018	△543,736
	下水道事業会計	1,473,502	1,275,376	198,126
公営企業会計 (法非適用)	中央卸売市場事業会計	2	3	△1
	と畜場事業会計	1	1	0
合計(a)		22,527,677	22,997,329	△469,652
標準財政規模(b)		233,709,954	229,508,356	4,201,598
(うち臨時財政対策債発行可能額)		(22,243,408)	(22,782,089)	△538,681
連結実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が赤字である場合に算定されるが、令和2年度の各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額は黒字であることから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、算定式は次のとおりである。（市の全会計に加え、新潟市が構成団体のひとつとして加入している一部事務組合、広域連合等を含む。）

実質公債費比率

$$= \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{④}} \text{の3か年平均（小数点第2位以下切り捨て）}$$

- ① 元利償還金 ② 準元利償還金 ③ ①又は②に充てられる特定財源
 ④ 算入公債費及び算入準公債費の額 ⑤ 標準財政規模

令和2年度決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

（単位：千円 比率：％ △：減）

項目	令和2年度 ア	令和元年度 イ	平成30年度 ウ	平成29年度 エ	比較増減 ア－イ
① 元利償還金	39,478,466	38,937,431	39,021,487	36,609,115	541,035
② 準元利償還金	21,900,955	21,212,544	20,752,430	23,406,085	688,411
③ ①又は②に充てられる特定財源	6,549,973	6,485,950	6,213,196	7,648,392	64,023
④ 算入公債費及び算入準公債費の額	32,372,888	32,046,542	32,232,122	33,070,990	326,346
⑤ 標準財政規模	233,709,954	229,508,356	230,121,929	226,767,037	4,201,598
実質公債費比率（単年度）	11.15371	10.94768	10.77802	9.96191	0.20603
令和2年度実質公債費比率 （3か年平均）（ア＋イ＋ウ）/3	10.9				
令和元年度実質公債費比率 （3か年平均）（イ＋ウ＋エ）/3		10.5			

令和2年度の実質公債費比率（3か年平均）は10.9％で、前年度より0.4ポイント悪化したが、早期健全化基準の25％を下回った。

これは、義務教職員人件費の権限移譲に伴い大きく良化した平成29年度の比率に比べ、当年度の比率が悪化したことから、3か年平均に影響しているものである。

単年度比較では、地方消費税交付金の増などにより、標準財政規模が42億160万円増加したものの、元利償還金や満期一括償還地方債の積立額などの準元利償還金があわせて12億2,945万円増加したことで、前年度より0.2ポイント悪化した。

4 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。（対象会計の範囲は、実質公債費比率算定の対象会計に加え、地方公社、第3セクター等も含む。）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$$

① 将来負担額 ② 充当可能財源等 ③ 標準財政規模 ④ 算入公債費等の額

令和2年度決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

（単位：千円 比率：% △：減）

項目	令和2年度	令和元年度	比較増減
① 将来負担額	924,069,539	922,315,961	1,753,578
地方債の現在高	665,123,099	654,359,592	10,763,507
債務負担行為に基づく支出予定額	9,810,055	10,467,161	△657,106
公営企業債等繰入見込額	172,244,196	180,476,584	△8,232,388
組合負担等見込額	425,746	438,769	△13,023
退職手当負担見込額	76,410,328	76,458,622	△48,294
設立法人の負債額等負担見込額	56,115	115,233	△59,118
② 充当可能財源等	652,810,238	646,597,495	6,212,743
充当可能基金	32,973,961	32,389,304	584,657
充当可能特定歳入	81,469,187	86,795,251	△5,326,064
基準財政需要額繰入見込額	538,367,090	527,412,940	10,954,150
③ 標準財政規模	233,709,954	229,508,356	4,201,598
④ 算入公債費等の額	32,372,888	32,046,542	326,346
将来負担比率 (①-②) / (③-④)	134.7	139.6	△4.9

令和2年度の将来負担比率は134.7%で、前年度より4.9ポイント良化し、早期健全化基準の400%を下回った。

これは、地方消費税交付金の増などにより標準財政規模が42億160万円増加したことや、公営企業債等への繰入見込額が82億3,239万円減少したことなどによるものである。

第9 各事業会計の資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(営業収益の規模)に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率(法適用)} &= \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}} \\ \text{資金不足比率(法非適用)} &= \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}} \end{aligned}$$

※法適用：地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を公営企業会計方式で行っているもの。

※法非適用：地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

1 公営企業(法適用)

(1) 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,473,502	△1,275,376	△198,126
流動負債等 a	5,196,710	5,105,662	91,048
流動資産等 b	6,670,212	6,381,038	289,174
事業規模 B	20,731,999	20,672,051	59,948
資金不足比率 A/B	—	—	—

(2) 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△7,103,172	△6,908,460	△194,712
流動負債等 a	4,906,349	5,850,695	△944,346
流動資産等 b	12,009,521	12,759,155	△749,634
事業規模 B	14,336,077	14,383,244	△47,167
資金不足比率 A/B	—	—	—

(3) 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △：負数又は減)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△9,046,282	△9,590,018	543,736
流動負債等 a	2,731,171	2,574,936	156,235
流動資産等 b	11,777,453	12,164,954	△387,501
事業規模 B	20,876,856	21,531,407	△654,551
資金不足比率 A/B	—	—	—

2 公営企業（法非適用）

(1) 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △：負数又は減)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△2	△3	1
歳出額等 a	1,424,915	1,238,145	186,770
歳入額等 b	1,424,917	1,238,148	186,769
事業規模 B	533,612	530,540	3,072
資金不足比率 A/B	—	—	—

(2) と畜場事業会計資金不足比率

と畜場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △：負数又は減)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1	△1	0
歳出額等 a	238,133	233,725	4,408
歳入額等 b	238,134	233,726	4,408
事業規模 B	135,660	134,813	847
資金不足比率 A/B	—	—	—

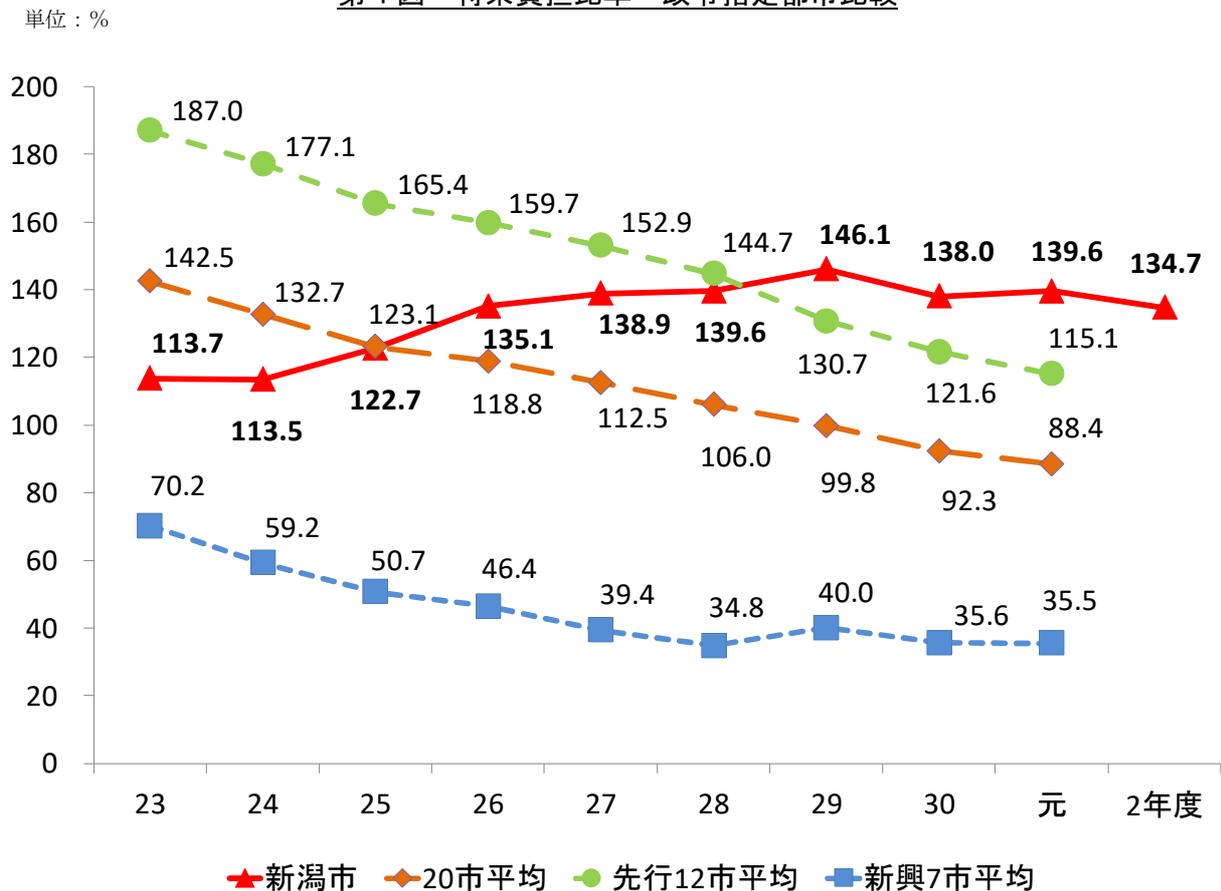
第10 総括意見

当年度における実質公債費比率は10.9%、将来負担比率は134.7%と、それぞれ早期健全化基準を下回った。

将来負担比率については、前年度比4.9ポイントとやや良化したが、これは令和元年10月の消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増による標準財政規模の増加が一因と考えられる。政令指定都市の平均値と比べると、依然として高い状態で推移しており、早期健全化基準を下回ってはいるものの、本市が今後負担しなければならない負債は決して少なくないということには留意する必要がある。【第1図】

当面は新型コロナウイルス感染症への対応に注力せざるを得ない状況であることに加え、感染症により経済が悪化すれば今後の税収等にも大きく影響することが懸念される。また、近年各地で続発している豪雨や大雪などの緊急時に対応するためにも、引き続き、将来負担比率の着実な低減に取り組むとともに、国の財源を最大限活用するなど、堅実な財政運営の推進に努められたい。

第1図 将来負担比率 政令指定都市比較



※先行12市：札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

※新興7市：さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市

※資料：「財政状況資料集」（総務省）等より作成